

令和2年第2回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和2年6月16日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局企画員	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	地方創生監	藤澤由文
市民福祉部長	杉原功一	建設農林部長	西田良平
観光商工部長	繁田誠	美東総合支所長	志賀雅彦
秋芳総合支所長	鮎川弘子	会計管理者	三戸昌子
教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
農業委員会事務局長	落合浩志		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報告第1号 令和元年度美祢市一般会計予算の繰越しについて
- 日程第4 報告第2号 令和元年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第5 報告第3号 令和元年度美祢観光開発株式会社の事業報告について
- 日程第6 報告第4号 令和元年度美祢農林開発株式会社の事業報告について
- 日程第7 議案第49号 令和2年度美祢市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第50号 令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第51号 令和2年度美祢市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第52号 令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第11 議案第53号 令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第12 議案第54号 令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 美祢市行政組織条例及び美祢市職員定数条例の一部改正
について
- 日程第14 議案第56号 美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条
例の一部改正について
- 日程第15 議案第57号 美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条
例の一部改正について
- 日程第16 議案第58号 美祢市長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第59号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第60号 美祢市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第61号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第62号 美祢市立小学校設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第63号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第64号 美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第65号 美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第66号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第67号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第26 議案第68号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第27 議案第69号 美祢市教育委員会委員の任命について

日程第28 議案第70号 美祢市農業委員会委員の任命について

日程第29 議案第71号 美祢市監査委員の選任について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。ただいまから、令和2年第2回美祢市議会定例会を開会いたします。

その前に服装のことをごさいますけど、本来ならノーネクタイ、上着着用なんですけど、御存じのようにウイルス対策、マスクをしておりますので、また冷房が切っております。したがって、どうぞ議運でも上着を着用しなくてもいいということで決定いたしておりますので、御自由に脱いだり着たりしてください。よろしく願います。

それでは、会議に入ります前に、このたび、全国市議会議長会において表彰がありましたので、被表彰者のお名前を事務局から報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは、御報告申し上げます。

全国市議会議長会表彰、一般表彰、正副議長4年以上、荒山光広議員、安富法明氏。

以上、御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第1号から報告第4号までの4件及び議案第49号から議案第71号までの23件、計27件でございます。

また、事務局からは会議予定表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでございますので、御協力のほどお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から7月7日までの22日間といた

したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承のほどお願いを申し上げます。

市長より所信表明演説を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） おはようございます。

令和2年第2回美祢市議会定例会に臨み、議案の説明に先立ちまして、私のこれからの市政運営に取り組む所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の深い御理解と格別の御協力を賜りたいと存じます。

私は、生まれ育ったこの美祢市の閉塞感、迷走する市政に危機感を覚え、現状を打破し、市民の皆様がこの地で生活してよかったと思えるまちにしたいとの強い気持ちから、さきの選挙に立候補し、市民の皆様方の負託を受けて、これからの市政運営を担わせていただくことになりました。

市長選挙におきましては、私の行政経験と、国・県との連携や市民に寄り添うスタンスを重視する姿勢に対して、多くの方々の期待と共感をいただいたものと思っており、こうした皆様方の負託に応えられますよう、全力で市政運営に取り組んでまいります。

さて、今後の市政運営について述べます前に、まずは今、最優先に取り組まなければならない新型コロナウイルス感染症の問題について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国内全都道府県を対象に発出されてきました緊急事態宣言は、5月14日から25日にかけて全ての都道府県で解除となり、脱コロナに向けた第一歩が踏み出されました。

これまで、市民の皆様には、不要不急な外出の自粛や3密を避ける取組など、お一人お一人がこの事態を重く受け止められ、行動変容に取り組まれ、感染拡大の防止に努めていただきましたことに対しまして、市長として、まずもって市民の皆様にお礼を申し上げます。

今後におきましても、引き続き気を緩めることなく、政府が提唱する「新しい生

活様式」を基本とした行動を心がけていただきますようお願い申し上げます。

一方、約1か月にわたる緊急事態宣言の影響により、市民生活や地域経済は大きな打撃を受け、疲弊感が漂う状況の中、多面的な支援が必要と考えているところがあります。

私は、「いのちを守る」、「生活を守る」、「事業者を守る」、「教育を守る」ことに主眼を置き、スピード感を持って必要な対策を講じてまいる考えであります。

市民の皆様、議員の皆様と共に、美祢市の輝かしい未来に向け、この国難ともいえる混乱を乗り越えてまいりましょう。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、これからの市政運営に当たっての基本的な考えについて申し上げます。

美祢市は、全国に先駆けて少子超高齢社会に突入し、若年女性人口と出生数の減少、人口の社会増減のマイナスなど、予測を上回る人口減少となっている状況にあります。

また、少子高齢化や人口減少を背景に、地域社会を支える人材が不足するなど、深刻な課題に直面しています。

特に、本市における少子化は深刻な問題であり、閉塞感の大きな要因の1つであると捉えています。

1年間に生まれてくる子どもの数が、昨年度は76人と100人を大きく下回る状況の下、将来にわたって持続・発展する美祢市であるためには、本年4月からスタートした第二次美祢市総合計画の将来像に掲げているとおり、出生者の減少傾向に歯止めをかけ、「こどもの笑い声が響くまち」を目指す施策を重点的に取り組む必要があると考えています。

一方で、長寿社会の実現によって、多くの高齢者の方は健康であること、そして、地域社会の中での自身の居場所と役割を求めておられます。

市民お一人お一人が輝き、互いに尊敬し、認め合いながら支え合う、誰一人取り残さない取組こそ、幸せを実感できるまちであり、最も重要な取組だと考えています。

そして、何より私は、まちづくりに最も大きな——最も大切な視点は、人材の育成と活用と考えています。

私が尊敬します武田信玄の言葉に「人は石垣、人は城」というフレーズがあります。人間社会の全ての基盤は人により支えられており、人口減少、少子高齢化の進

展等により社会経済環境が大きく変化している今こそ、社会の原点を見つめ直し、人づくりと活用を進めることが重要だと思っております。

美祢市の最大の財産は、まちをよくしたい、地域をよくしたいという思いをお持ちの市民お一人お一人です。市民の皆様のお知恵とお力をお借りしながら、職員と共に市政の様々な問題・課題解決やまちづくりに粉骨砕身尽力してまいり所存であります。

とりわけ、議会の皆様としっかりと議論する中で、議会と行政がまさしく車の両輪として、市政課題の解決に共に取り組むことが肝要であると考えております。格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、私はこのたびの市長選挙におきまして、「幸せを感じる美祢市の実現」、「市民に寄り添った市政の実現」を訴えてきたところであります。

そして、その実現に向けて4つのまちづくりの約束を掲げております。

まず1つ目は、「安心・安全を実感する美祢市を創る」であります。

急速に進む高齢化、多発する自然災害など、市民の暮らしの安心と安全の確保は急がれる課題です。市民の皆様が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち、地域で支え合う、「誰もひとりにさせないまち」の実現を目指してまいります。

基本的には、これまで取り組んできました市立2病院の維持、強化による地域医療提供体制の確保や高齢者の社会参加促進、そして地域包括ケアシステムの構築などであります。市社会福祉協議会、また地元医師会等とも連携しながら、地域生活支援を充実させてまいりたいと考えております。

また、新たに、通院・買い物などの移動手段の確保と免許返納後の暮らしの不安解消を図る福祉バスの運行や、これからの長寿社会をいきいきと暮らすため、科学的データを基に、健康寿命の延伸対策に取り組んでまいりたいと考えています。

そして、近年は異常気象とも言われるような猛暑や豪雨により、これまでの常識を覆すような災害が全国各地で発生しており、いつ美祢市で発生しても不思議ではありません。こうした災害の発生に備え、市では現在、その拠点となる施設として、新消防庁舎・消防防災センターの整備に取り組んでおり、令和3年度の完成を目指しているところであります。

この拠点整備と併せて、自主防災組織や消防団などとの連携を深め、災害時の逃

げ遅れゼロに向けて、地域防災力強化を図ってまいります。

一方で、市が発令する避難情報が市民の皆様の行動に着実につながるよう、情報伝達手段の整備は喫緊の課題の1つであり、検討を急がねばならないと考えています。

2つ目は、「美祢市の資源を活かし、新たな活力を創る」であります。

地域の活力の源は、元気な産業にあると考えています。美祢市の最大の強み・魅力が、秋吉台を中心とする観光資源であることは、誰もが思うところであります。この資源を生かして、いかに経済や雇用に、そして地域振興につなげていくかが、私に課せられた大きな使命の1つです。

新型コロナウイルス感染症の影響で観光は大きなダメージを受け、今後しばらくは厳しい環境ではありますが、美祢市が有する秋芳洞、カルストロード、別府弁天池など、日本最大のカルスト台地を生かした観光力の再生・強化に全力を注いでまいる所存であります。

特に、新たな秋吉台科学博物館の整備に向けて、着実に前に進めてまいります。

次に、美祢市は中山間地域であり、これまでも、そしてこれからも、農業は産業やなりわいというだけではなく、人々の生活と深く関わるものであり、持続可能な振興策を打ち出していかなければなりません。

美祢市の恵まれた気候と土壌の下で育った秋芳梨、美東ごぼう、厚保くり、シイタケなど農林産品については、これまでも高い評価をいただいておりますが、さらにブランド力を高め、市場での商品力を強化してまいります。

また、市域の約7割を占める森林資源の多面的機能と自然環境の保全・活用は市の重要な課題の1つです。森林環境譲与税や森林づくり県民税を活用した豊かな森林の再生と林業の収益力向上に取り組めます。

さらに、製造業では、我が国を支えるセメント関連産業や、市外から所得を稼いでいる電気機械の強みを生かすとともに、中国縦貫自動車道の2つのインターチェンジと1つのジャンクションを生かし、私のトップセールスによる企業誘致の促進に取り組んでまいります。

そして、商業やサービス業については、市民消費額の相当割合が市外に流出している点が本市の弱みであり、問題点であると認識しております。地域経済の基本は、内需拡大であります。市内消費を高め、地域内でお金が回る仕組みを検討してまい

ります。

3つ目は、「次世代を応援する美祢市を創る」であります。

将来の美祢市を担う子どもたちは、私たちの宝です。彼ら、彼女らが健やかに育つ環境づくり、そして、若者や女性が輝く地域社会の実現は、最も重要な施策と考えています。

価値観の多様化や働き方改革などにより、結婚や出産、子育てに対するニーズも変化してきています。結婚年齢を迎えた人たちが必要とする出会いの機会の創出や結婚への支援を進めるとともに、安心して結婚、出産ができる雇用や住環境の整備に取り組んでまいります。

そして、子育て世代に対しては、子育てが楽しいと思える環境づくりと支援体制を地域や職場と一体となって整えてまいります。

また、美祢市の子どもたちへの教育が美祢市の将来の鍵を握っていると考えております。

そのためにも、子どもたちが郷土の自然や文化に誇りと愛着を持ち、それを継承・発展させようとする心と態度を育むことが重要であると考えています。

美祢市の教育の特色の1つであるジオパーク学習の取組や、学校・家庭・地域が連携し、小学校から中学校、高等学校までの一貫した学び、育ちを促す「みね型地域連携教育」を推進してまいります。さらに、児童生徒の学力向上に向けた公設塾の開設について、新たに組み込む考えであります。

4つ目は、「ひとつになれる美祢市を創る」であります。

美祢市を夢と活力あふれるまちにつくり上げていくためには、スリムで効率的、筋肉質な市の組織や体制づくりと、市民お一人お一人に行政サービスが行き届く体制の両立が必要だと考えています。

これからの人口減少社会の中、そして、今回の新型コロナウイルス感染症による経済財政への影響の下では、持続可能な自治体経営の視点が特に重要となっております。経済の縮小による税収の落ち込みや、公共施設の老朽化対策に要する経費の増加などにより、今後、非常に厳しい財政運営を強いられることは確かであります。

こうした状況を踏まえ、私は、市長報酬の削減と庁舎建設計画の見直しの考えに至ったところであります。

市庁舎のうち、本庁舎については既に基本設計が発注され、各総合支所についても、現在、基本計画の取りまとめが行われているところではありますが、私は、一旦これらの事業の進捗を止め、可能な限りの事業費の削減を検討する必要があると考えています。

この件につきましては、市議会に特別委員会が設置されておりますので、今後、市議会の皆様との調整も必要となりますが、私としては、過大な借金を数の少ない次世代に背負わせるべきではないし、新型コロナウイルス感染症により、歳入面の見通しが困難な今、持続可能な財政運営の視点から、もう一度検討すべきとの考えであります。

今回の選挙では、市が二分されたような形になりましたが、様々な御意見がある中で、美祢市をよくしたいという気持ちは皆同じであると私は信じております。

このまちを預かるリーダーとして、市民の皆様との対話を大切にしながら、説明責任を果たし、その上でしっかりと判断をして、市政を進めてまいります。

そして、国や県との協調や民間との協働も進め、20年、30年後を背負う責任世代として、必ずや、子ども、高齢者など全ての人がわくわくし、幸せと感じられるまち、ひとつになれるまち美祢市を実現してまいります。

以上が、私の市政運営の基本的な考えですが、冒頭で申し上げましたように、直ちに取り組むべきは、新型コロナウイルス感染症対策であります。市民の皆様が1日も早く普段の生活を取り戻すことができますよう、全力を傾注して取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、御理解、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上でございます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、日程第3、報告第1号から日程第28、議案第70号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和2年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました報告4件、議案第49号から議案第70号までの22件について御説明申し上げます。

報告第1号は、令和元年度美祢市一般会計予算の繰越しについてであります。

これは、本年第1回定例会において御議決いただきました令和元年度美祢市一般会計予算の繰越しにつきまして、復帰センター共生推進事業のほか13件の事業費のうち、4億1,897万3,000円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号は、令和元年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和元年度美祢市水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、老朽管を更新するための厚保地区管路更新工事及び配水管布設替工事について8,699万4,964円を令和2年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第3号は、令和元年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

道の駅おふくは、平成30年4月にリニューアルオープンし2年目を迎えた年になります。令和元年度では、経営体制の強化、職員の意識改革、新たな商品販売、ネットストアの開設など、売上向上に向けた取組が行われました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響で3月の売上げが大幅に落ち込むなど、部門売上実績額では、税抜で前年度比3.2%減の2億2,571万5,585円となりました。

一方で、灯油使用量の抑制努力を行うなど、販売費及び一般管理費の経費削減を図ったことで、当期純利益は1,368万992円を計上したところであります。

今年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や、ゴールデンウィーク期間中の休業等もあり、大変厳しい状況が続いております。

そうした中、まずは県内客を中心に誘客促進を図るため、地域の特性を生かした商品構成やテイクアウト商品の充実など、訪れたいくなる快適な空間を目指し、地域と一体となった道の駅づくりを行っていく計画とされています。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

報告第4号は、令和元年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

令和元年度は、全国的なタケノコの不作の影響もあり、タケノコの水煮などの製造量が前年の約56%に落ち込むなど、総売上額は税抜きで前年度比19.6%減の2,274万4,377円となりました。

一方、販売費及び一般管理費など経費の抑制に努めたことで、当期純利益は573万9,223円を計上したところであります。

今後は、加工品の製造量及び売上額の増加を図るとともに、猫ちぐらなど、ものづくり部門の販路拡大や新たな商品の企画・販売に着手していくこととしております。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第49号は、令和2年度美祢市一般会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症への対策経費など、緊急に必要な経費を追加するものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、段ボール製パーテーションや非接触型体温計などの購入に係る経費189万4,000円を追加しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症に感染する恐れがある業務に従事する病院事業局職員に対し、新たな特殊勤務手当の創設、また病院事業局における透析患者送迎サービスの開始に伴い、病院等事業会計繰出金を1,057万3,000円追加しております。

商工費では、商工会が会員に対して行う新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る経費の補助のほか、一般会計補正予算（第1号）で可決いただきましたプレミアム付商品券発行事業のプレミアム率を10%から30%に引き上げることに伴う補助金の追加を行っております。

また、売上げが減少したサービス事業者に給付金を支給するサービス事業者等総合経営支援事業補助金を創設するなど、総額では9,483万円を追加しております。

教育費では、児童生徒の検診を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症の予防対策として必要な消耗品を購入する経費や、スクールバス路線における密閉・密集・密接の「3密」状態を緩和するためのスクールバス増便に係る経費を追加しております。

また、4月17日から5月19日までの間、市内小中学校の休業に伴う学校給食の中止により経済的損失を受けられた市内の食材納入業者への支援補助金の追加など、

合わせて837万3,000円を追加しております。

一方、歳入では、財政調整基金繰入金を1億1,567万円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,567万円を追加し、歳入歳出予算の総額を194億3,095万2,000円とするものであります。

議案第50号は、令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連として、市立病院・美東病院の収益的及び資本的収支双方の費用に係る支出を追加するとともに、これに充てる財源の追加を行うものであります。

収益的収支につきましては、まず支出では、医療面に関して、市立2病院の新型コロナウイルス感染症に感染する危険性のある業務に従事する医療従事者に対して特殊勤務手当を支給するための費用、経済対策面として、市立病院透析患者送迎サービスの創設に伴う受託タクシー会社利用の場合の運賃助成金を支給するための費用を2病院合計1,375万円追加し、収入では、一般会計繰入金1,057万3,000円を追加するものであります。

これにより、収入総額を41億2,789万7,000円とし、支出総額を40億9,263万5,000円とするものであります。

次に、資本的収支につきましては、支出では、市立病院の救急処置室に設置するポータブル超音波診断装置等の購入、美東病院のCT、MRI等の検査機器を設置している放射線部門撮影室系統空調の更新を行うため、建設改良費を2病院合計で1,394万8,000円を追加するとともに、収入では、企業債を1,390万円追加するものであります。

これにより、収入総額を4億957万3,000円とし、支出総額を4億12万6,000円とするものであります。

議案第51号は、令和2年度美祢市一般会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、今年度を実施を予定しております政策的事業や投資的事業の経費、及び今後の業務を推進する上で緊急に必要な経費を追加するとともに、債務負担行為並びに地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

主なものについて費目ごとに申しますと、総務費では、市長の給料月額を20%減額することに伴い、特別職人件費を減額する一方で、空き家の活用推進に係る経費

や伊佐町旧田町集会所解体に係る経費など、合わせて4,934万7,000円を追加しております。

民生費では、新たに美祢市再犯防止推進計画を策定する経費のほか、すこやか子育て基金元本積立金を追加するなど、合わせて1,064万5,000円を追加しております。

衛生費では、みね健幸百寿プロジェクト推進事業や木質バイオマスエネルギーを活用した地域循環共生圏構築の検討に係る経費など、合わせて1,822万2,000円を追加しております。

労働費では、人材育成講座や高校生就職ガイダンスを開催する経費として241万5,000円を追加しております。

農林費では、新規就農者への支援対策事業など、合わせて2,124万8,000円を追加しております。

商工費では、道の駅みとうのエアコン改修工事のほか、ミネコレクションや六次産業化を推進する事業費など、合わせて5,698万3,000円を追加しております。

土木費では、道路整備新設改良事業や河川維持事業のほか、公営住宅維持管理事業などの事業費、合わせて1億1,919万7,000円を追加しております。

消防費では、消防支援車及び小型動力ポンプ付積載車の購入経費のほか、旧綾木分団第2部隊消防機庫解体工事費など、合わせて3,536万2,000円を追加しております。

教育費では、国の令和2年度補正予算に呼応し、児童生徒に1人1台の端末を整備する「GIGAスクール構想」に係る端末整備費用のほか、小中学校への防犯カメラ設置工事費など、合わせて1億4,251万9,000円を追加しております。

一方、歳入では、国庫補助金などの特定財源を1億7,473万6,000円追加するほか、一般財源として、ゆたかなまちづくり基金繰入金を2億8,120万2,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,593万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億8,689万円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

「すんでみ〜ね。住まい応援事業」のほか1件を追加するとともに三世代同居等促進事業の限度額を変更するものであります。

次に、地方債の補正であります。

小規模治山整備事業債のほか3件を追加するとともに、福祉医療助成事業債ほか4件について限度額の変更を行うものであります。

議案第52号は、令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、歳出では、国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴い249万7,000円を減額する一方で、新たに支給する傷病手当金と予備費を合わせて524万円追加し、歳入では、国民健康保険事業費納付金の還付金を274万3,000円追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,092万8,000円とするものであります。

議案第53号は、令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、歳出では、総務費において、特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴う電算システム改修委託料を追加し、歳入では、国庫補助金を31万円、一般会計繰入金金を20万2,000円追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億16万7,000円とするものであります。

議案第54号は、令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、今年度実施を予定しております投資的事業の経費を追加することによるものであります。

まず、収益的収入及び支出において、建設改良費の追加に伴い、消費税及び地方消費税の納付額を476万円減額し、これにより支出総額を5億7,115万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

支出では、秋芳洞通路改修実施設計、秋芳洞バスターミナル改修実施設計や秋芳洞エレベーター内部コンクリート劣化部改修工事等の建設改良費を5,236万円追加し、支出総額を7,952万7,000円とするものであります。

収入では、企業債を3,080万円、国庫補助金を81万円追加し、収入総額を3,161万円とするものであります。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は4,791万7,000円となり、引継現金で補填するものであります。

議案第55号は、美祢市行政組織条例及び美祢市職員定数条例の一部改正についてであります。

これは、世界ジオパークの認定に向け、Mine秋吉台ジオパークの国際的な価値の向上と地域での理解のさらなる浸透を図るとともに、秋吉台科学博物館の整備を一体的に推進するなど、教育分野におけるジオパーク活動を効率的、効果的に行うための行政の組織の改編を行うものであります。

また、この再編に伴い、美祢市職員定数条例において所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年8月1日から施行するものであります。

議案第56号は、美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、JR美祢線於福駅・厚保駅の2か所に設置しております地域交流ステーションの現在の指定管理者の指定期間が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の候補の選定に当たり、施設利用料について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

議案第57号は、美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、美祢市鳳鳴地域交流センターの現在の指定管理者の指定期間が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の候補者の選定にあたり、「美祢市使用料・手数料見直しに関する基本方針」に基づき、施設使用料について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

議案第58号は、美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。

これは、市長選挙における公約実現のため、市長の給与月額を令和2年8月1日から令和6年4月26日までの間、2割の減額措置を講ずるに当たり、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年8月1日から施行するものであります。

議案第59号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日及び同年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、まず個人市民税において、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消する目的で、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行うために所要の措置を講ずるものであり、令和3年1月1日から施行するものであります。

次に、法人市民税においては、地方税で現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税において見直しが行われる連結納税の廃止に併せて所要の措置を講ずるものであります。

これは、令和4年1月1日から施行するものであります。

さらには、たばこ税において、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法により、軽量な葉巻たばこの課税方式が見直されることとなりますが、これは令和2年10月1日と令和3年10月1日の2回に分けて段階的に施行するものであります。

また、政府の新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急経済対策の一環として、納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、軽自動車税の軽減措置の延長や固定資産税の軽減等の特別措置を講ずるものであり、本条例において附則の改正を行うものであります。

軽自動車税に係る措置は公布の日から、固定資産税に係る措置は令和3年1月1日から施行するものであります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税することが困難である事業者等に対し、徴収を最大で1年間猶予できる特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであります。

これは、公布の日から施行するものであります。

議案第60号は、美祢市都市計画税条例の一部改正についてであります。

これは、議案第59号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものであり

ます。

改正の主な内容として、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、都市計画税においても特例措置を講ずるものであり、本条例において附則の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第61号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

これは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部が令和2年5月25日から施行され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、美祢市手数料条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人番号の通知カードの廃止に伴い、手数料のうち、個人番号の通知カードの再発行手数料を削除するよう所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第62号は、美祢市立小学校設置条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、令和3年3月31日をもって重安小学校を廃止し、大嶺小学校に統合するため所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

議案第63号は、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和2年4月1日に施行され、地域型保育事業所卒園後の受入先確保について、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設確保は不要となるなど、国の基準の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第64号は、美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準の一部を改正する厚生労働省令が令和2年3月26日に施行され、地域型保育事業所卒園後、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設確保は不要となることや、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するなど、国の基準の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第65号は、美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、後期高齢者医療における傷病手当金の支給について国の財政支援が盛り込まれたことから、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月27日から施行されたことに伴い、美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった給与収入のある被用者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うことについて、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第66号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、国民健康保険における傷病手当金の支給について国の財政支援が盛り込まれたことから、傷病手当金を支給することに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、労務に服することができなくなった給与収入のある被用者に対する傷病手当金を支給することについて、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第67号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対して、国民健康保険税の免除等を行うこととされたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が設定されているもので、減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められた場合には、遡って減免を行うことができる旨の所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第68号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

これは、美祢市過疎地域自立促進計画に記載している事業計画に、新たに美東中学校駐輪場整備事業及び給食配送車整備事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第69号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

これは、美祢市教育委員会委員の金子明美氏が令和2年7月28日をもって任期満了となりますことから、後任として再度、金子明美氏を美祢市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和2年7月29日から令和6年7月28日までの4年間であります。

議案第70号は、美祢市農業委員会委員の任命についてであります。

美祢市農業委員会の委員は、令和2年7月19日をもって任期満了となります。

つきましては、農業委員会の委員に再度、石田健治郎氏、山本正二氏、伊藤新司氏、縄田善博氏、萬代泰生氏、安部好恵氏、馬屋原眞一氏、伊藤美和子氏、岸英法氏、倉増知氏、村上浩一氏、井町哲氏、俵薫氏、武藤康志氏、安富法明氏を、また、新たに中嶋誠氏、中野修氏、井上建夫氏、前田耕次氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

以上、提出いたしました報告4件、議案22件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時14分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号令和元年度美祢市一般会計予算の繰越しについての質疑はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 質問いたします。繰越明許についてお尋ねします。

まず1点目なのですが、総務管理費の復帰センター共生推進事業が繰越明許になっておりますが、これについて、どういった理由なのかお尋ねします——まず、これについてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤地方創生監。

○地方創生監（藤澤由文君） 三好議員の御質問にお答えします。

復帰センター共生推進事業費のうち、一部繰越明許になっておりますものにつきましては、昨年度、林業に関するシンポジウム——公開シンポジウムを開催予定であったところ、こちらが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期するということになりまして、そこに係る費用分につきましては繰越しをさせていただいたというものになります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号令和元年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号令和元年度美祢観光開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 先ほど、市長のほうから美祢観光開発の令和元年度の実績報

告がございました。

先ほどの市長の報告とは、まるっきり違う観点から御質問を申し上げます。

美祢観光開発って言いにくいから、道の駅おふくとかわせてください。よろしくをお願いします。

先ほど、市長のほうから報告がありました令和元年度の報告、その前年の30年度と比べてみますと、誠に驚くべきことに、総合収支で約1,000万円改善されてるんですよ。これ、数字は自ら語っておりますから、私説明する必要はないと思いますが、このままいきますと——このままいくというのは、令和元年度の営業活動のとおりにいきますと、新しい年度——2年度は、今まで指定管理料が平均して1,700万円ばかり支払われているんですよ。なぜか、篠田市長があそこの代表取締役になられた時から、がんがんと増えてね。それまでは、指定管理料を払ってなかったんですよ。灯油代の補助金は払っていました。篠田市長も代表取締役就任のときに、平均して1,700万円、年間指定管理料が払われているんですよ。

このままいきますと、コロナの問題がありますから、そうはいかないんですが、令和2年度は指定管理料は払わなくていいというところまで改善されているんです。

したがって、先ほど市長の報告とまるっきり違います。まず、それを最初に言っときます。

何でこのような改善がなされたかということですよ。はっきりしています。それまではずっと美祢市の市長、もしくは副市長が代表取締役はずっとしてきました。ところが、令和元年、前市長の英断によりまして、民間から営業のプロフェッショナルを代表取締役に就任させてあります。それだけのことです。

今までは、代表取締役というのは、市長もしくは副市長との兼任ですから、何にも事業の実態知ってないんですよ。それで駅長に100%丸投げ。そういう状態だから改善されるわけがないですよ。その代わり、いろいろ何遍も何遍も、何か第三者の委員会とか呼んできて、ああでもないこうでもない随分やりました。私も平成24年からの議員時代で随分やりましたよ。

だけど結局、行政の対応というのは、たかが知れています。これ、本当に（聞き取り不可）なのでね。

だから、本当にプロのちゃんとした社長を置けば、1年でボーンと大きくなるんですよ。そのプロの社長が、何か特別なウルトラC的な営業活動されたわけじゃな

いんですよ。普通の民間の会社の社長なのは、当然やられることはやっているんです。というふうに私は思います。

特に、収支改善された中身を見ますと、レストラン部門の売上高は、前年比で400万円下がっていますよ。改造されたにも関わらず。それはどういう理由か私は分かりませんが。しかし、売上原価はそれ以上に500万円ほど下がっているんですよ。

それで、この部門の販売費及び一般管理費も200万円減少して、結局レストラン部門の経常利益が、この指定管理料を除いて360万円改善されているんですよ。さらに、総合的には500万円、600万円近く改善されておるわけです。

私が申し上げたいのは、今まであれだけ第三セクターの収支改善と言って、何度もトライアンドエラーを行ってきましたよ。何にも改善されてないんですよ、10年間。

だけど、民間の社長が就任されたら、たった1年でがばっと変わった。このことを申し上げておきたいんです。

質問です。大株主としての篠田市長にお答えいただきたい。

あなたは今後、民間人を社長に置かれるおつもりがあるかどうか、お答えください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと手元にないんですけど、平成27年3月に美祢市の指針を作成しております。それにも、民間からの登用をということで記載されておりますので、人材が——適切な人材があれば、民間からも登用したいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 議長にお尋ねです。

質疑3回ルールというのがあります。本件も3回しか——今もう1回言いましたから、あと2回しか言えないですか。そういうことですか。

○議長（竹岡昌治君） そうです。

○8番（坪井康男君） そうしたら、1回の質問にいくつか言いますから。

○議長（竹岡昌治君） 簡潔にお願いします。御意見じゃなくて質疑にしてください。

○8番（坪井康男君） 1年で民間人の社長だったらドーンと経営改善されるの

に……（発言する者あり）だから質疑なんです。だから議長、変なこと言わないでください。質疑したいです。いいですか。

○議長（竹岡昌治君） はい、どうぞ。

○8番（坪井康男君） それから、これは質疑というよりも確認です。

前代表取締役が、これだけの経営改善をされながら、大株主としての篠田市長は株主総会で慰留されましたか、もう一度やってくださいというようなことを言われましたか、言われませんか。それが質問です。

それから、もう1つは、これは若干意見ですが、こういうある種のやり手の社長が去った後は、それに使われていた従業員というのは、必ず次の代取からいじめを受けるんですよ。パワハラです。今、田布施町ではやっていますがね。そういうことがないように、これはお願いします。

それからもう1点、これで最後です。

これ、小さな会計処理の問題です。

あなたが就任された4年間だけ、指定管理料も売上げに入れているんですよ。これは、私は税理士の意見書をここに持っていますけど、おかしいんですよ。だって、主たる営業活動で生じた指定管理料ではないんですよ。これは間違っています。

だから、今回見ますと、ちゃんと営業外収益に入っています。この点について、あなたの御意見を聞かせてください。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

慰留したかどうかという御質問でございます。私、就任時はもう既に辞職願が出されておりましたので、慰留はしておりません。

それと2点目、指定管理料の営業収益か営業外収益かという部分でございます。

そもそも指定管理料は、指定管理料の算定に当たって、総収入から必要な経費を算出して、それから売上げを算出して、その差が指定管理料として、施設の適切な管理運営に係る経費として指定管理料を算定しているところでございます。

当然、これにつきましては、税理士等の見解から売上げに——指定管理料は売上収入に入るというふうに聞いておりますので、これについては、私は売上収入に入るのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 市長、ここに税理士の見解がありますよ。

「会計基準における収益は営業収益、営業外収益は特別利益に区分されます。会社の主たる営業活動によって得られた収益は営業収益に含め、会社の主たる営業活動以外の経常的な経営活動によって得られた収益は営業外収益に含めます」と書いてあります。

そして、同じ指定管理でもいろいろあるんですよ。

道の駅おふくは、従来、指定管理料なんか払っていないんですよ。単に灯油が暴騰したって言って、灯油に対する補助金が払われているんですよ。だから、そもそも指定管理料を払うということ自体がおかしいんですよ。さっきあなたのおっしゃったことはおかしい。

例えば、いろいろ施設がありますよ。秋吉台家族旅行村。あれなんかは、営業収入と指定管理料込みで営業が成り立っているんですよ。これ、主たる営業行為なんですよ、指定管理料。

だけど、道の駅は違うんですよ、全然違う。あれは今まで払ってなかった。たまたま平成19年度以降、経営がおかしくなって、最初は25年度に3,000万円どんと増資されましたよ。そのとき、同じ共同出資者の農協は、あそこにそんな増資は応じられんと。本来ならば、3,000万円増資で、2,000万円は市、もう1,000万円は農協だったんですよ。

そういう状況に立ち至ったから、指定管理というふうに料金を払わないと。あそこ自体は一つの独立した経営体ですよ、道の駅おふくって。それまで——平成十六、七年までは、逆に美祢市に返還しとったじゃないですか、利益を。おかしいですよ、あなたの今の答えは。主たる営業じゃないです、指定管理料。だからあなたの今の御意見は間違っています。これ、あれだったら差上げます。

以上で終わります。

○議長（竹岡昌治君） 今のは質疑とは違うんですが、答弁はどうしますか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 指定管理料が営業収益に上げるべきか否かというのは、私どもは再度、税理士とも相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今、道の駅おふく、美祢観光開発株式会社の今回の報告でありますけれども、これに関しては、皆さんも御存じの方もおられると思いますけれども、平成30年度における指定管理業務について、住民監査請求が出されています。

この住民監査請求における請求人からは、指定管理料の過大利益について指摘しておるところでございます。今もちょっとありましたけれども、それで、これについて、美祢市監査委員からは、既にこれについては結論が出ていて、この意見・要望等が出されているところでございます。

それで、今回の報告とこれから令和2年における計画等を見ていくと、今回の令和2年3月31日におきましては、指定管理ですから、美祢市と農協がそれぞれ出資して、資本金は6,000万円です。

それに対して、なかなか、道の駅おふくもリニューアル2年前にやったと思いますけれども、1億円かけてリニューアルして、それぞれの効果も多少あって、少しずつ売上げが上がってきているところであると思っております。

それで今回、令和2年の3月31日では当期純利益額が1,368万円になったということであって、株主の資本合計が6,000万円やって、ちょっと食い潰してしまっていたけれど、これが大分戻ってきて約4,657万円まで回復しておるわけでございます。

それで、何が言いたいかといいますと、令和3年3月1日、計画ですけれども、この令和2年の3月31日は1,368万円、来年の3月31日は当期純利益が770万円となっている予定です。ということで、こういった面で、この指定管理料の過大利益について指摘があります。

それで、この営業外利益で指定管理料1,545万円を充てることによって、実際この黒字になっているわけでございます。今後、客観的に見て、この指定管理料の基準を策定することは、私は非常に重要なことと思っておりますけれども、その取組がなかなか変動して、明確になっていないということでありまして、そこを皆さんが納得するような形での指定管理料の基準を設けていただきたいと思いますけれども、この辺については、どのような御見解でしょうか、お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○総合政策部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の指定管理料の積算について御

回答をいたしたいと思います。

現在の道の駅おふくに関しましての指定管理につきましては、令和元年度から令和3年度までの3年間の協定に基づいて、指定管理料をお支払いをしておるところでございます。よって、令和4年度から新たな指定管理期間に入りますので、議会からも監査の報告をいただいておりますことを慎重に検討しまして、議会の意見を踏まえまして、指定管理料の出すべき場所等、指定管理の所管課と検討を積み重ねまして、新たな協定に反映させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今後、指定管理料の基準策定に関しては、かなりいろいろ突き詰めて、客観的な対応をすることが私は必要なことと思っておりますので、しっかりと検討していただきたいなと思っております。

それで、もう1点は、この美祢観光開発、社長といっても市の副市長ということになっております。それで、やっぱり行政のほうで、なかなか行政のほう忙しいですから、実際社長は経営とかその辺になかなか関わること、改善して経営をうまく乗せていくというのは非常に難しいところもあります。

だからこれに関しては、今までやってきて難しいことが分かったんですから、私は民間でもいいし、また非常勤でも結構ですし、要するに、経営感覚を持った方のアドバイスを常に受けていくことが美祢観光開発をいい方向にもっていくために、私は非常に重要ではないかと思っておりますので、その視点についてどのようなお考えを持っているか、その辺についてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど坪井議員の御質問にお答えしましたように、優秀な適切な人材がありましたら、民間から登用をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ただし、そういう登用も結構とは思っています。

しかし、それをしっかりと雇用して雇うには、やっぱりこの人件費に見合う以上の売上げをやって、自身の報酬をきちんとつくり込んでいく、もうそれ以上のこと

を何ぼ——人件費は結構高いですから、それ以上の売上げをしないと何の意味もありませんので、そういったところの人材を今までもいろいろ——経営部長とかいろいろ来たけど、うまい具合にいてないですよ。

だからその辺をまた精査しながら、来られる方に関しては売上げできちんと自分自身の報酬を出して、給料を出していくような、こういう形で、きちんと位置づけといいますか、それを訴えておくことが、私は重要と思いますけれども、この辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えしたいと思います。

きちんとした売上げで賄うべきでありますし、トータルで判断すべき事項だろうと思います。

でも、御理解いただきたいのは、道の駅おふくを設立したときに——設置したときに、同時に老人憩いの家を廃止しております。いわゆる温泉部門は、福祉施策でという意味合いもございませぬ。料金設定は市がしているということと、市の条件により高齢者、障害者の方、それを半額にしているという条件もありますので、その部分については、先ほど繁田部長も申し上げましたように、指定管理料を投入すべきだという考えは私にはございませぬ。

いずれにしろ、議会の皆様に、また指定管理料積算のときに、きちんとその辺も御説明は申し上げたいと思っております。

以上でございませぬ。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。三好議員。

○13番（三好睦子君） 今の議論とちょっと外れますけれど、ちょっと雰囲氣的に申し訳ないのですが。

この報告の件ですが、5ページで販売費及び一般管理費を見ますと、販売促進費が約100万円、そして広告宣伝費が約152万円、支払手数料が約200万円、それぞれ前年度から見ますと約2倍になっています。

これについて、この2倍になった説明、原因というか——報告があったのでしょうか。

お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいところなんですけども、大変申し訳ございません。聞き漏らしておりましたので、販管費とあとは何費でしたでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、ちょっとよく聞こえなくて。すみません、もう1回言ってください。

○観光商工部長（繁田 誠君） こちらがおわび申し上げないといけないところなんですけども、聞き漏らしておりまして、販管費以外もう2費目言われたと思いますけれども、もう一度御質問いただけたら幸いです。

○13番（三好睦子君） 販売促進費と広告宣伝費と支払手数料、この3つについて昨年同様、前年度よりか2倍になっているんです。これについて、その理由というか説明があったのかどうかをお尋ねしています。

それと、3回ですから、もう1回言いますけど——後がないのでお尋ねしますけど、支払手数料とは何を言うのか、これについてもお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 詳細な説明については受けておるわけではございませんけれども、損益に関する資料等はいただいております。

それと支払手数料につきましては、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 申し訳ないんですけど、これを見ますと監査委員がいらっしゃいますが、監査委員はどのような説明を受けられたのでしょうか——どのような監査をされたのでしょうか。失礼な言い方ですけど。

約2倍になっておりますし、予定価格でも、販売促進費では予定では44万が今回は100万になっている。それから、宣伝広告費も予定では25万になっているので約2倍ですね。それと先ほど言いましたが、この手数料、これに基づいた、やはり金額が多少の増減なら言いませんが、約2倍になった理由がそれなりにあるのではないかと思います。監査委員はどのような報告を受けられたのでしょうか。どのような監査——失礼な言い方ですけど、どのように見られておられるのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと三好議員、いいですか。細かい数字については、ち

よっと個人的にやってください。

販売促進費は、仕入れとかそういうのではなくて、販売するための販売費ですから、御質問がちょっと違うと思うんですが、よろしいでしょうか。異論がありますか。三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、お言葉ですが、販売促進費と広告費との違いは調べております。

○議長（竹岡昌治君） 分かった上での御質問……。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 先ほどの三好議員の支払手数料とは、どういったものかという御質問にお答えをいたしたいと思います。

支払手数料といいますのは、通常、振込手数料も含まれますけども、大まかには税理士等に支払う手数料が主なものだろうと解釈をしております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員、それから坪井議員、最後です。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 本件に関しまして、ちょっと私なりの疑問というか、その辺をお聞きしたいなと思います。

まず、この報告書を見させていただきまして、そして、もう1つ、同じ第三セクターで農林開発のほうの報告書を見させていただきまして、先ほど坪井議員から御指摘ありましたように、指定管理料が、こちらの観光のほうは特別損益計算書の営業外で計上されてます。ところが、農林開発のほうは売上げに上がっております。この辺から、何だろうなという疑問が生じました。

いろいろ、そこについては確認をいたしましたけれども、そもそも、まず本件についていろいろ混乱している原因というのが、私なりに考えますと、この道の駅おふくというのは第三セクターでございますよね。というか、正確にいうと第三セクターというのは観光開発であり、農林開発ということかもしれませんけれども。

要は、第三セクターというのは、本来ならば、民間でやれるような事業をいろいろな意味——公共の福祉というか、民間ではやり遂げられないというふうな理由もあって、地方公共団体、例えば市が出資するとか、そういうことで設立されるものが第三セクターと、こういうふうに理解しております。その理解でよろしいかどうかですけれども。

もう1つ、指定管理というのは、一応、総務省のほうの考えでは、公共の施設、

市の施設等を維持・管理するために指定管理ということで、業者に——その業者というものを法律が改正されて、そういうNPO法人とかでもいいというふうになったはずですけども、要は、その公共の施設を管理・運営していただくということで指定管理というのが基本だろうというふうに理解しております。その理解についても、それでいいかどうかお聞きしたいんですけど。

そうなりますと、もともと道の駅おふくというのが第三セクターということで運営ということであれば、そして、それも指定管理ということであれば、定義的にいうと、単純に施設を維持・管理するというふうなものが指定管理かなと思うわけですね。

ところが、実際の道の駅おふくというか、その業務内容を見ますと、シャーベット以下、実際の売上げを計上、あるいは営業活動ということで利益——売上げを上げるというふうになっております。

そうやってきたときに、先ほどこれも坪井議員のほうからも御指摘がございましたように、実際の損益を見ますと、非常に営業努力というか、たまたま社長が民間に替わったがために、大して特別なことをしたわけではないんですけど、これだけ利益が出たというのが坪井議員のお話だったんですけども、要は一生懸命売上げを上げることで利益を上げて、通常の企業になろうということかなと。

本来的に、第三セクターというのも、基本は自分で稼げるようになったら、わざわざ公共のというか、市のほうでの出資もなくって、民間に任せてもいい。そのための移行期間は援助すると、こういうものだろうと普通は考えると思います。

そうやってきたときに、やはりここでいうところの、この指定管理料という、その算定について、先ほど岡山議員のほうからも御指摘ありましたように、この算定基準というのは、まず指定管理の定義からいって、本当に維持・管理をするための必要な経費であれば、もっとこの金額は少なくてもいいのかなと。

そうなってくると、観光開発というのが、そもそもどんな会社なのっていう、ここをクリアにしないと、本件、なかなか議論がかみ合わないのではないかなと思います。

一応、その定款には、そういう指定管理というのも入っていると理解しておりますけれども、もう一度確認は、指定管理というのは、本来的にはこの施設、例えばさっき市長のほうから温泉があつて、その指定管理が入っていますよという話だ

ったんですけれども、設備を維持・管理するということであるならば、そこだけでも十分じゃないかなという気がします。

ちょっと長くなりましたけれども、今言いたいことは——確認したいのは、まず、この第三セクターというのは、どういう位置づけ、定義なのか、指定管理というのはどういう定義で、この観光開発なり、あるいは農林開発に指定管理をされているかと。ここをお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えをいたします。

藤井議員が申されるとおり、第三セクターの設立意義につきましては、公共が行うべき非採算性の部門も請け負っておるというのが1点でございます。

しかしながら、美祢観光開発株式会社は、株式会社でありますので、もう1点は、当然、利益の追求を行う会社であるという、その2面を有しておるという解釈をしております。

2番目に、指定管理の目的につきましては、公の施設を維持・管理するとともに、その施設における業務を行うものと解釈をしております。その管理運営・業務運営に当たりましては、第三セクターも、民間の企業も、団体も変わりがないものと解釈をしておるところでございます。

ただいま藤井議員は、施設の維持・管理に特化すべきだというような御意見を賜りましたけれども、この道の駅おふくに関しましては、設置条例を設けておまして、そこには設置の目的及び道の駅おふくで行う事業、または指定管理者が行う業務ということで、その事業であります農林水産物の展示販売及び特産品の販売、または郷土料理の提供、温泉利用による健康増進と交流の促進と定めておりますので、施設の維持・管理だけでなく、条例が定めました設置目的に則する事業を行っておるものと解釈をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の説明をお聞きしまして、どうしても2点ほど、まだ私の中で十分理解できていないことがあるんですけれども。

道の駅おふくを設置された設置条例があります。そこには、その目的等も書いてあります。ただ、実態として今、道の駅おふくというのが、第三セクターというこ

とで設立されたというふうに理解しているんですけども。実態として、道の駅おふくというのが第三セクターということでもありますか。どうも道の駅おふくという、美祢観光開発、これがオーバーラップしているというか、いつの間にか美祢観光開発が第三セクターになっている。本来、道の駅おふくでやろうとしたものが、観光開発のほうに変わってるということではないですか。

それと、株式会社だから、その中に指定管理とかいうのも業務にありますでしょうし、営業というところも——観光開発の中に、定款の中にあるとして。そうすると、道の駅おふくの指定管理を受けるために観光開発というのがあるというふうにどうしても思うんですけど、そういうことではないですか。

どうもその辺がちょっとはつきりしないので、できれば、道の駅おふくとは何で、美祢観光開発とは何か、そこをちょっと説明していただければと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

いろんな経緯から御説明しないと、ちょっとなかなか御理解は難しいんじゃないかなと思っております。

ちょっと年代が前後するかもしれませんが、まず、平成10年に道の駅をつくっております——設置しております。これは、いわゆる地域振興を目的として、また地元の農産物の販売、それと24時間トイレの設置と併せて、道の駅というのを美祢市が設置したわけでございます。

その後、指定管理者制度というのが平成16年ぐらいにスタートしたわけでございます。

当初——平成10年に道の駅を設置したときに、併せて美祢観光開発を設立したわけでございます。ここの施設の管理・運営を美祢観光開発に託そうということでの会社の設立でございます。

したがって、どうしても道の駅と美祢観光開発が一体化しているという、なかなか、その線引きというのは難しいんですけど、ほぼ一体化しているというのが実情でございます。

その後、公の指定管理者制度というのが平成16年にスタートしたわけでございます。自治法の改正でございます。これによって、公の施設——市には公共施設はいろいろあるわけでございますけど、市民利用に属するもの、これはいわゆる公の施

設と市が定義した場合には、これを民間にも管理・運営を開放しようという制度で
ございます。

当然、道の駅を公の施設として本市は位置づけておりますので、その管理・運営
を第三セクターである美祢観光開発に委ねたところが経緯でございます。よ
ろしいですか。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） できれば最後にしていただきたいと思います。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の御説明だと、道の駅おふくというのは、市のほうで設立
されましたね。で、同じ時期か前か、美東にも道の駅みとうというのがあります。
これは当初、町の運営と聞いていますし、今現在もある事業者に管理を委託してい
るというふうに承知しています。

ということは、道の駅おふくというのは、第三セクターではないんですね。それ
は——とはいうものの、いわゆる法人ではないのでしょうか。そこが今の説明でも
分かりません。

すみませんけども、道の駅おふくというのが、これは法人なのか、法人ではない
のか。法人であれば、どんな法人か。その管理をむしろ、道の駅が箱物だとすれば、
これは法人とか関係なく、あくまでも箱なんだということなのか。じゃあ箱だから、
その管理・運営を誰かに委託しようじゃないかということで、美祢観光開発という
のをつくられたと。

じゃあ、美祢観光開発というのは、少なくとも出資金とかを見ると、市とJAです
から、これはしかも株式ですから会社ですよ。だから、そこに——その会社に箱
物の管理を委託してる。で、指定管理になったので、また業務委託というか、委託
じゃなくて、あくまでも管理ということで指定料を払うということになったと。こ
ういう理解でよろしいのでしょうか、ということを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、率直に申し上げますと、言われるとおりでござ
います。道の駅おふくは公の施設でございます。

ちょっと追加——補足説明しますと、そのときに山村振興対策事業という国の事
業を活用しております。そのときの事業計画として、と同時に管理・運営は——運

営は、第三セクターである美祢観光開発株式会社が担うという事業計画が存在したわけでございます。

したがいまして、道の駅という施設の管理・運営を美祢観光開発株式会社が担っているということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 最後、坪井議員。質疑を——討論ではないですから。

○8番（坪井康男君） 大変素朴な藤井議員の御質問がありましたので、非常によかったと思います。

これは、私が言うような話ではないけれど、執行部になり代わって若干簡単に言います。

今いらっしゃる中本教育長は、よく御存じだと思います。家族旅行村というのがあります、秋芳町に。あそこは公共の施設です。秋芳町がおつくりになった。

最初——あれは随分昔ですから、どうしたかという、公共の施設を管理・運営するのは公益の財団・公益法人でないといけないというルールがありましてね、だから、わざわざ家族旅行村財団というのを秋芳町でおつくりになって管理・運営してたんですよ。

そうすると、大変だからって、さっき市長がおっしゃったように、平成16年に地方自治法が改正になりましたよね。それまでは、公共の施設を民間が仕事を受けていた管理・運営を。それは単なる管理委託なんですよ、業務委託ですよ。これは非常にポイントです。

ところが、平成16年の改正で、いやそうじゃないと。ちゃんとしたところには、例えばその使用料を決定したり、その他のいろんな、本来公がすべきことを、指定管理制度ということで選定された法人にはお任せしていいですよというふうに変ったんですよ。

今は、家族旅行村で言いますと、NPO法人やまぐち何とかというのがおやりになってますよね、園田さんのところね。あれは普通の民間会社ですよ。だけど、それなりの条件を満たしているから指定管理を受けておられます。

ところが、家族旅行村は全体の経費が6,000万円。だから、3,000万円は使用料、3,000万円は指定管理料でいきますよ、とできているんですよ。だから売上げなんですよ。

ところが、道の駅おふくなんかは、これまで指定管理料を払ってないんですよ。本来の指定管理ではないんです。

後でまた美祢農林のことを言いますけど、そういうことで、さっきから何か、指定管理料をどう決めたかという繁田部長のあれから来てるんですが、結局、美祢観光開発は歳入が合わないから、差額を指定管理料で補正しているだけです。これを皆さん、よく知っておいてください。

だから、執行部が何やかんや言って誤魔化して、そうじゃないようにしようとしてるけど、単純な話です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員、質疑の時間ですが。その認識でお願いします。

○8番（坪井康男君） だからさっき、何か執行部のお答えが何かもどかしくて、いらしたから、あえて申し上げました。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ただいま指定管理料のことについて議論されておりますが、私が認識しておりますところは、道の駅おふくの指定管理料、これにつきましては、私は当時いみせんでしたが、議会の承認等を受けるに当たって、用途——便途が4項目に限られておったと思います。それが間違いであれば、間違いであると言っただけで結構です。灯油の高騰とか、指定管理料を支払うための項目が4項目あったと思います。それがもし——私がちょっときょうは資料持ってきてないんですけど、資料持って来てなくて言えないんですけど、あれば、この項目に限られていたところを提示していただけないかなというお尋ねです。

○議長（竹岡昌治君） 指定管理料の算定基準ですね。

○7番（杉山武志君） そうですね。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの杉山議員の指定管理料の御質問にお答えをいたします。

現在、市としまして指定管理に関する指針というものを設けておりまして、その指針に基づいて指定管理料の算定を行うわけなんですけども、基本的には対前年——過去3年間の管理・運営に関する収入と支出の資料によりまして、必要な指定管理料の算定を行っておるところでございます。

しかしながら、道の駅おふくに関しましては、温泉部門という特段に燃料費の支出が多い部分がございますので、道の駅おふくに関しましては、別に燃料費の積算と、その精算事項を設けておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） かなり質疑の時間が長くなりましたが、指定管理の指針を後日配信しますので、勉強していただきたいと思えます。

したがいまして、以上をもって質疑を終わりたいと思えますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑を終わりたいと思えます。

大変申し訳ございません。皆さんにお願いをしながら、私自身が携帯がどこにあるか分からなかったですが、出てきまして、鳴り始めまして、大変御迷惑かけました。心からお詫び申し上げます。

以上をもちまして、報告第4号を終わります——報告第3号に訂正させていただきます。終わりたいと思えます。

1時15分まで休憩したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

午後0時12分休憩

午後1時12分再開

○議長（竹岡昌治君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ちょっとお願いなんです、午前中は三セクについて——指定管理について、質疑というよりは少し討論の域に入っていたと思えます。次の議題も三セクと指定管理になっておりますので、その辺は質疑ということでお願いをしたいと思えます。

それでは、日程第6、報告第4号令和元年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 議長からちゃんと事前に質疑のみに限定しろと、こう言われましたので、それに従います。ただ、Aについてどうですかという、これはちょっとあまりにもひどいから、幾らか全部言わせてください。

美祢農林開発の令和元年度の決算書でございます。

結果的に、前年度からずっと同じような状態が続いています。もう設立されて11年になりますか。もう赤字ばかりです。

参考までちょっと言いますと、合計で4億9,000万円の公金を投入しています。内訳は省略します。

西岡前市長は、明確にこの議会で答弁されています。美祢農林開発をどうするんですかと、来年の3月末をもって経営統合しますと。どこに、美祢観光開発にと。こういう答弁をしておられます。

そういう方向でよろしいかどうか、確認をさせてください。

○議長（竹岡昌治君） 暫時休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時21分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

坪井議員の最初の統合の質問に対しては、ちょっと後ほどにさせていただきまして、何か関連があるとおっしゃったんで、引き続き坪井議員。

○8番（坪井康男君） 美祢農林開発株式会社は、もともと社会復帰促進センターへの刑務作業の提供としての竹箬製造・販売、これを本来業務として設立され、併せて美祢農林資源活用施設、旧桃木小学校の向かい側にありますが、これの指定管理業務を受けるということで、平成19年に設立されております。

それで、この美祢農林開発をどうするかということについて、最大のネックは、実は国の補助金を5,000万か6,000万でしたか、頂戴をして、それでいろんな施設を調達してます。国の補助金をもらった事業については、事業開始後10年たたないと、この処遇をどうこうするということは決められないと、このように以前から聞いております。

さっき申し上げました美祢農林開発をどこかに経営統合するということになれば、やっぱり一番問題になるのは刑務作業の代替案をどのようにするかということです。そこで、聞きたかったのは、刑務作業の代替案が必要なのかどうなのか。話に聞くところによると、刑務作業を提供するという口約束にはなっているけれど、別に書いたものはないというやに聞いておりますが、そこら辺のところはどうなんでしょうか。

刑務作業を提供しなくても勝手にほかのほうに統合できるのか、あるいは、ほかのほうに統合してもそういう義務を負うのかという点です。これが一番の主な質問

なんですが。

その次に、今朝方も補助金とか指定管理料の会計処理、仕分けをどうするかという問題がありました。これ実は、美祢農林っていうのは、考えるのに一番いいテーマなんですよ。

さっき申し上げたように、本来業務は竹箸の製造・販売です、刑務作業。この場合に補助金を出すという場合の会計処理と、それから指定管理業務に対して指定管理料を払うのと、これ、会計処理が同じか否かと、その2つのことをお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

最初の刑務作業について、代替案が今後必要になってくるかどうかという点でございますけども、美祢農林開発株式会社のほうの立場から申せば、議員が申されましたように、竹箸の製造機械というものを国の事業によって設置をしております。この耐用年数は10年ということで、計画上は令和2年度まで竹箸の事業を継続する計画と現在はしておるところでございます。

しかしながら、決算の消耗品等の額が多額になっているところをみますと、これの老朽化が気になっておりまして、修理部品が多額になっておるという現状もございます。

そうした観点からも、竹箸の刑務作業に当たって、機械が壊れて刑務作業がストップするということは、本来の社会復帰促進センターにおける刑務作業について支障を及ぼすこととなりますので、今後の方策について至急取りまとめなければ、法務省のほうにも御迷惑をおかけするということでございますので、代替案が今あるかどうかでございますと、ない現状でございますけども、至急、他の所管部署とも協議を重ねまして、代替案が必要であれば代替案を考えないといけないですし、民間のほうで賄えるようであれば、そちらにお願いすることも可能かと考えております。

2点目の補助金と指定管理事業の関係ですけども、観光開発のときに市長が申し上げましたけれども、指定管理は業務を委託しておるという観点から、市のほうでは、これまで議会等の意見も踏まえまして、売上げの中で整理をしております。

しかしながら、令和元年度の各三セクの決算書上は代表取締役である社長の意向

で、道の駅おふくについては収益構造が大きいということで売上げを伸ばして、目標とすれば、指定管理料に頼らない経営を目指していきたいということで、指定管理料につきましては、営業外収益のほうに計上されたところでございます。

しかしながら、本来は売上げだという認識の下で、農林開発については、それほどの収益構造が道の駅ほど大きくないと、指定管理料を必要としていると、施設の管理・運営において必要としているという観点から、売上げのほうに計上されているものと解釈をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 大変しつこいようで恐縮ですが、さっきも税理士の見解を御説明したと思います。ここにありますが、税理士の。これ、名前は黒塗りされて分かりませんが、美祢農林開発の場合は実はこうなっているんですよ。本来業務、つまり竹箬の製造業務と指定管理業務は会計を別個にしろと。

これ、もう何遍も私、前回の議員のときにお聞きしました。結局、何だかおっしゃらんで逃げられました。明確に協定書になって出てるんですよ。

だから、本来ならば指定管理業務、つまり農林資源活用施設については、指定管理料は売上げに含めて当然なんですよ。ところが、竹箬のほうは補助金です。だから、これはその他収入ということで。

改めて申し上げましたが、もうそれは午前中問題提起しましたから、きちんとしるべき時期までに、今私が申し上げたことが正しいか否かを確認してください。これは、それで終わります。

要するに、刑務作業の問題です。これ、情報は定かでないんですが、西岡前市長は刑務作業として、例えばバイオマスの事業——森林開発のね、バイオマスの事業ともう1つ、森林伐採事業といいますか、何ていうか私分かりませんが、カルスト森林組合がバサッとやってるようなあれじゃなしに、何か1人でもできるような森林伐採業務があるんだそうですよ。何とかって名前聞きましたが、忘れまして。

そういうことを相当やろうと、手をつけておられるんですよ。私は、それはもう大変いいことなんで、どうせ考えてもそんなことが一番いいことだろうと思います。だから、その点をしっかり刑務作業として位置づけておやりになることを、これ質問というよりも——質問でいいですかね、そういう意思があるかと。

それで、施政方針のときに、篠田市長おっしゃいましたよね。森林事業の再活性化ですか、収益力のアップとおっしゃったけれども、それはどういう内容を具体的に言っているのか、ちょっと教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の最後の御質問にお答えしたいと思います。

所信表明で申し上げました、森林のいわゆる活性化でございます。

これにつきましては、森林環境譲与税と県民税のほうの積極的な活用で、特に作業路、作業道の整備等を図りながら、いわゆる市内の林家もでございます。またカルスト森林組合もでございます。その方々と共に林業収益の向上に努めたいという趣旨でございます。

それと、前段言われました刑務作業での林業の活用でございます。

これにつきましては、1人で伐採するということは危険も伴いますので、十分関係機関とも調整が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 最後にお答えいただきました、あれ、何ていうんですかね、単独伐採っていうんですか。（発言する者あり）自伐林業、それを何か全国的な機関で指導するところがあるんだそうですよ。そういうところの指導で、これを導入してセンターの卒業生に携わってもらおうと、何かこのような構想のようです。

確かに一人伐採、一人親方みたいですから、大変危険を伴うものなんで問題もあるかと思いますが、これぜひ——簡単に刑務作業の代替案と言っても、そうないです。だから私は大変いい案だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（竹岡昌治君） 一番最初の答弁は……。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の一番最初の御質問でございます。私ども、今ちょっと議事録等を確認している最中でございます。

これにつきましては、メリットをしっかりと分析して、そして専門家の意見も踏まえまして判断したいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。山下議員。

○2番（山下安憲君） 4号議案の4ページなんですけれども、販売費及び……

○議長（竹岡昌治君） 議案ではないんですよ。

○2番（山下安憲君） 事業報告書、すみません、4ページです。

販売費及び一般管理費の中の水道光熱費というのがあるんですけれども、31年、令和元年ですね——が163万6,707円となっているんですけれども、これ前年が32万356円ということで、5倍以上に上がってるんですけど、これは、どういった経緯があるのかということでお聞きしたいんですけれども。

○議長（竹岡昌治君） 中身なんですか、それとも……。

○2番（山下安憲君） 中身が分かればなんですけども。ちょっと額が大きくなっているのどうしてかなということ。

○議長（竹岡昌治君） 確認したかどうかですね。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの山下議員の御質問にお答えをいたします。

農林開発におきまして、販管費のほうで水道光熱費が販管費同士を比べた場合に大幅に増額になっているという件なんですけども、これにつきまして、聞き取りを行ったところによりますと、従前までは配分方式——独自の配分方式によって、製造原価と一般管理費を区分けしておったということなんですけど、この配分について、令和元年度から見直しを行ったところだと聞いております。

特には、ガス代につきましては、確実に製造原価のほうでしか使ってないということで、ガス代については水道光熱費に計上しておるけれども、水道のほうについては、各部門に水道のメーターがついているわけではないので、とりあえず一般管理費のほうで計上し、販売費が多い一般管理費において、各加工部門であるとか、ものづくり部門に再配分をしておるといふふうに聞き取っております。

よって、そういった製造原価と販売費及び一般管理費の取扱いを税理士等々にも相談をして配分を決めたということがございますので、昨年度とは若干——大幅に上がった、逆転したといえますか、そういった計上の仕方になっているところがございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第7、議案第49号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ちょっと大まかなところなんですけど、今回、新型コロナウイルス感染症によりまして、飲食業界また旅館業など、いまだかつてない危機に陥っています。

また、前回臨時市議会があった前日だったかな、山口県の理容業生活衛生同業組合の理事長とか、美祢の支部長が来て、市長または議長宛てに感染予防対策に関する支援の要望書が提出されてます。

それで、そういった業界に要望が出てきて、サービス事業者の補助金が今回5,000万円ついておりますけれども、今回はそういったところの業種、また、それ以外のこういった業種にこういった補助金が出されるのか、もし御答弁ができればよろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えをいたします。

このたび、6月の定例議会に計上いたしました補正予算の緊急経済対策に関する対策事業につきましての、こういった業種が対象になっておるかということでございます。

業種につきましては、今回新たに追加しましたものは小売業、それと生活関連サービス業、または学習支援事業といったところが主立ったところとなっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今回、理容・美容関係については、この対象となっているかどうか、ちょっとその辺の御答弁と、そして、今回予算が決まって可決してから、どのぐらいの期間でこれが補助金として渡っていくのか。

今回、定額給付金については、当然給付については大体美祢市は済んでいると思っておりますけれども、なかなか大きな都市にあっては給付が遅れているということがありますけれども、美祢市にあっては今回、大体どの辺のところで大体皆さんに行き

渡るのか。非常に苦しんでおられますので、一刻も早いほうがいいと思っておりますので、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の理美容業がどの部分に該当するかということでございますけれども、冒頭、私がお答えしました中では、生活関連サービス業のほうに産業分類上、位置づけられておるところでございます。

本日、御議決いただいた後に、どれぐらいのスピードで市民の方に、または事業者の方に、この給付が支給されるかということでございますけれども、本日の議会を経まして、至急ホームページ等に事業趣旨とまた申請先、また申請書類等を掲示させていただきまして、早ければ来週の頭に受付を開始できればと考えております。

その後——申請を賜った後に、給付金の支給作業に移るわけですがけれども、金融機関等の振込手続の関係上、やはり10日から20日前後、給付に関しては出納の関係で時間を要すると考えておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 分かりました。

いずれにしても、小売店などが対象となって、当然売上げが前年度の同時期3割から5割、非常に厳しい状態のところは補助金が行くと思っております。来月から始まって、そして10日以内で行くということでもありますので、どうかどうか1日も早くそういった対応をしていただきたい。

そして最後に、まだまだ現実、本当に困ってる業種もあります。

例えば、学校給食で出す牛乳、美祢市には酪農、数は多くはないです。また和牛を生産してる生産者、こういったところが——今、子牛も1頭、今まで結構いい値段だったけど10万円、今回の期間でコロナの感染症で下がったと、1頭10万円。それが1か月大体3頭出しますから30万円、3か月だったら100万円ですよ。非常に生活が苦しくなって続けられんという、こういった声も聞いておりますし、牛乳であれば、美祢市は数はありませんけれども、学校給食に出す。そしてスーパーに出す、そして加工品に出す。これは県酪が全部集めて、そういった対応でやってるけれども、特に学校においては今回休みがあったということで、非常に和牛を生産し

てるところも、本当に大きな痛手を受けているということで、3か月間で30万かちよっと忘れたんですけど、本当に厳しい状況ということを私も直接聞いております。

こういったところの対応、多分9月補正になると思いますけれども、どうか、つけていただいて、一般質問すればよかったんかも分からんけれども、こういったところを苦しんでる方、美祢市に住んでおられる方をしっかりと、この補助金等で救済措置をしていただきたいと思いますと思っております。

市長、何かありましたらよろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの岡山議員の御質問でございますが、特に肉用牛のことにつきましては、私担当ですので御説明のほうさせていただきます。

まず、肉用牛等の価格というものが、確かにここ4月あるいは5月の段階で、1頭当たり8万円程度下がっているという市場の価格となっております。

こういったようなことを受けまして、農林水産省のほうで、国のほうで一次補正といたしまして、これ4月30日ですけれども、約5,400億円、これは、多方面にわたる補正予算の総額ではありますが、この中に、肉用牛の部分も一部含まれてるということがあります。

併せまして、二次補正として、5月27日ですけれども成立した中で、658億円を国が補正をしておるわけですが、この中に、肉用牛が価格が下がることに応じまして、1頭当たり数万円の補助金を出すというところで一応決定をして予算化をされております。この中で、対応するということが1点。

それから、もう1点は、県のほうにおかれましては、日本酒、あるいは和牛など、県の農林水産物に対しまして500円の割引をする事業ということで、5億円相当を県のほうでも予算化をされたところでございます。

こういったようなところを我々、JA、あるいは県の農林水産事務所等も連携をして、いかにこれをしっかりと畜産業者等にお知らせをし、こういうことを獲得をしていただけるかということに尽きるということで、しっかりとPRのほうさせていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員の質問、いいですか、ほかには、いいですね。

ほかには、三好議員。

○13番（三好睦子君） お尋ねいたします。

11ページなんですけれど、新型コロナウイルス感染症のその下、サービス事業者等総合経営支援事業補助金の中で、先ほど説明がありましたが、いろいろ生活関連とか、その他教育学習支援とかいろいろありました、多岐にわたっておりますが、これが、どこまで入っているのか分からないので、後に委員会が開かれますけれど、それまでに一覧表というのにはできるのでしょうか。なかなか難しいのでしょうか。ちょっと委員会のときに一覧表があると、いろいろ審議できるのではないかと思うんですが、一覧表を作っていただけるかどうかお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

我々も、基本的に産業分類に基づいてこの給付事業を考案しておりますので、産業分類でよければ、インターネットから取得したものをコピーをして配付できればと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） お願い申し上げます。所管の委員会に付託いたしますので、中身の深いところは所管の委員会でお願ひしたいと思ひます。

委員会に市長の出席がありませんので、基本的な方針だとか、そういうものに質問をしていただきたいと思ひます。三好議員。

○13番（三好睦子君） 委員会ですっかりと審議したいので、一覧表があれば思っ
てお尋ねしました。内容にずっと入ったつもりではありません。審議するために資料を頂きたいと思つたんです。

○議長（竹岡昌治君） 資料要求で受け止めておきます。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私も同じところになるんですが、5月の臨時会のときに、コロナ対策の他の事業主等雇用——雇ひ止めとか、働いておられた方の生活安定について対策を願ひたいというお話をしておりました。

このたび長門市で5,000円のプレミアム付商品券が出たりというお話を前回しておりましたけど、今回の企画のほうに入っております。それについてちょっと説明がいただきたいのと、事業主のほうには支援策はこのたび出されておりますけど、パートの方ですとか雇ひ止め、仕事が休業に入つて生活苦に陥つておられる方もおられると思ひますけど、そういった方への支援策とか、そういったものはお考えではないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

5月の緊急経済対策につきまして、5本の事業を実施をさせていただいたところですが、5月の失業者再就職活動支援事業は議員も申されたとおり、このたびのコロナウイルスの関連により、倒産なり廃業された方のところに勤めておられた正社員を対象としたところがございます。

この事業につきまして、雇い止めについての支援はないのかといった、議員が申されたとおりの市民の声というの、二、三、電話で確認をしておるところでございます。

当初は、正社員等がやはり家庭の主軸を担うということで、そういった方々を対象として、倒産なり廃業がコロナの関係で起こっておりますことから、市として支援すべきだということで構築したわけなんですけれども、やはりパートの方については、世帯を支える屋台骨といえますか、そういった方もおられるのではなかろうかということもございまして、5月には事業を構築はしておりません。

しかしながら、正社員での雇い止めというものは、やはり世帯に与える影響というのは大きいとは考えられますので、議員の御意見も踏まえまして、今後改めまして検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 市長は立候補される折に、コロナウイルス対策を早急に行いたいということで、市民の方も随分期待しておられます。収入が激減しておられる方、てこ入れがしてもらえると期待しておられますので、ぜひ、そういった施策も考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 要望ですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問というか、御要望にお答えしたいと思いますが、私どもも、きちんとした状況把握が十分ではない部分もあろうかと思っております。いろんなケースが今後も想定されると思っております。

これについては、ある程度、本当に息の長い対策も必要なわけがございます。その辺の状況もしっかり把握しながら、きちんとした対策を打っていきたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第50号令和2年度美祢市病院事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第51号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はございませんか。山下議員。

○2番（山下安憲君） 33ページで、公設塾調査研究事業というので50万円の追加補正がかかっているんですけども、市長の所信表明の中で、公設塾を立ち上げるといことで模索されているということをお聞きして、塾業界とか、習い事の業界の方々もすごく関心がありまして、公設塾のことを少し、こういったビジョンかを御説明いただけたらうれしいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） そもそもの事業の出どころっていうか、それは、やはりこの地域の著しい人口減少でございます。小学校はどんどん統廃合に向かっていく、その現状を危惧したところ、どうしても参考になりますのが島根県方式でございます。

島根県は、特に複式学級、小規模校を中心として公設塾を設置しております。また、高校においては、いわゆる島根留学という制度もあるわけでございます。そのあたりを総合的に調査し、この地域にあったシステムを導入したいという考えでございます。

導入の際には、当然民業圧迫ということがあってはいけませんので、その辺は十分調査し、また、ある程度固まった時点で、議会の皆様にはお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 今回のコロナの問題で、学習塾もコロナの自粛の間、生徒が来られないとかいうことで、普通の状態ではないところもありまして、そして、やっぱり生徒がその間辞めてしまうということもお聞きいたします。

ここで、市長のいう公設塾が、もし今後の御検討の中で、民間の講師たちを巻き込んで仕事の場をつくっていただいたりとか、そういったものまで検討していただけると、民間としてはすごく安心というか心強いのかなと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

やはり人材の——この地域の本当に限られた人材の活用というのは非常に重要であるというふうに思っております。今の御意見もしっかり踏まえまして、総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 山下議員のほうから公設塾の問いが出ましたので、私もこの公設塾ってということについては非常に関心がございます。

公約でもおっしゃってるぐらいだから具体的なイメージというか、こういうものだっていうのがあると思って非常に期待しておりましたが、残念ながら今の話では島根方式とおっしゃったけど、島根方式とはどんなものかも正直分かりませんし、今後検討するということなんですけれども、そもそもどういうイメージなのかっていうのもなくて、公設塾をやるというのはおかしいんじゃないかと思うんですよね。

だから、まずはやっぱり市長の言われている公設塾ということの——例えば経営はどこになって、どのぐらいの規模で、どのような内容の塾というか、やっぱりそこがある程度ないと、今後いろんなことで検討しますとか言われても、それは何を検討するのっていうことになると思うんですけど。

そういう意味で、やっぱりせつかくおっしゃっているのであれば、もっと具体的にこういうふうなことを考えがあって、具体的にこのようなことをやりたいと思うと、これがあってしかるべきじゃないかなと。それがないんだったら、公設塾ということを出すっていうのは、まだまだ時期尚早だと思いますけど、いかがで

しょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 私の申します公設塾でございます。

これは、特に複式学級、小規模校におきまして、その学校でもう全てを完結させる、そういった塾でございます。

今、どうしても複式学級でのお母さん方、保護者の方の御不安な点が、授業時間も半分だということと学力の向上に向けて不安がございましてでございます。

ですから、しっかり学校でもう全てをきっちり学習できて、そして、その分小規模校でも安心して学校に行かせられる、そういう公設塾が必要ではなかろうかということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の市長のお話だと、既存の学校で、例えば今の先生——時間だけであるんだったら、例えば倍にすればできますよね。

ただ、そうした場合に、例えば今、それがなくても小中というか、先生は非常に多忙を極めてるという状況ですので、そうなってくると、例えば午前中というか、今の学校の先生がやられる、それ分の時間について、例えば先生以外の方が学校に来て教えると、このようなイメージでよろしいですか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 御質問にお答えしたいと思います。

やはり、多様な人材の活用ということで、やっぱり指導できる先生以外の指導できる先生、また、これにつきましては、地域おこし協力隊の活用も視野に入れながらの人材活用でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。村田議員。

○6番（村田弘司君） 今、藤井議員のほうから質問がありました。同じ会派みらいということで意思を共有しておるわけですがけれども、ちょっと今の篠田市長の答弁のイメージがどうしてもよく分からない。藤井議員のほうもまだ納得してない顔だろうと思います。

学校の施設を使って公設の学習塾をする。イメージとして、今の市長の話であれ

ば、学校施設でやるというのであれば、今までも補習授業とかありました。学校の教員の方が教員としての報酬を得ながら補習を行っていくということではなしに、例えばさっき、地域おこし協力隊の力も借りたいとかいうこともありましたけれども、教育的な免許をお持ちでない方も来ておられます。そういう方に、例えば、美祢市を元気にするためのいろんな知見を学習してもらおうとか、そういうイメージなのか——今の話だったらすよ。それか、今の市長の初めの説明であれば、今、コロナで学習の頻度が落ちてるので、それを補うためもあるということをおっしゃった。そうすると、どうしても今の公的な塾というイメージが分からないんですね。

だから、今50万円を使ってそれを検討しましょうという補正予算が出てます。

検討するということは、どこに、ある一定のものを具現化のイメージがあって、そこに向かって検討するという恐らく予算だろうと思います。議会に提示をされてるわけですからね。趣味でやるわけじゃないですから。

そうすると、その具体的なイメージが、どうしても今の説明では私も分からなかった。恐らく、先ほど質問した藤井議員も分からないだろうと思います。

もう一度、どういう未来を目指してこれを提出されたのか、予算を。それをお願いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 目的は、本市小学生・中学生の学力向上でございます。

それは、どうしても学校の先生では限界があると。そこに、誰でもいいわけではなくて、しっかりした方が教育、そのカリキュラムをしっかり学ぶように、学べるように公設塾を設置するわけでございます。

この究極の目的は——それと、やはり家庭的な事情で塾に行けない方もいらっしゃると思います。それも併せて、特に複式学級等、小規模校においては、そういう御不安な点がありますから、多様な人材を、きちんと教えられる人材を確保し、そこで学校の先生以外のきちんと教えられる方が教えるというイメージでございます。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 今の御説明ですが、現状でも例えば、山下議員も塾を経営しておられるということをおっしゃっておられた。市内にも恐らく民間の塾が幾らかあるかと思えます。そこで学力を上げておられるお子さん方もたくさんいらっしゃるでしょう。

今の考え方ですよ、ちょっと分からないのが、学校施設という言葉は何度も使われた。例えば、民間でどこかの空き家がありますよと。この美祢の中央まで通って来ていただくのも塾も大変だろうからどこかでやりたいと、公的なものをやりたいと。そうすると、中の家屋が空いているところもあると思います。学校じゃなしにですね。例えば、かつての学校の跡のコミュニティセンターとかありますし、公民館とかありますよね。そういうところで民間の方、それとか塾の経営とか講師をしておられる方の経験者をお雇いをしてやるということじゃなしに、先ほどから学校での放課後という意味だろうと思った、それか土日かなとも思ったんですが。そこにどうも固執しておられるような感じで。

イメージとして、子どもたちの学力を上げるということが目的だというふうにおっしゃったけれども、そうであれば、市のお金を使って人をお雇いをして、市民の子どもさん方の学力を上げるということであれば、これから民間の施設なり、それから公的施設、先ほどから公の施設のいろんなことが、指定管理とかいろんなことがありましたけれども、公の施設を利用して有効に使っていくとか、そういうことも構想の範囲内に入っておるのでしょうか。再度お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えします。

単刀直入に申し上げますと、そういったものも含めてでございます。

人の確保、そして場所、いろんな問題、いろんな部分が問題になってこようかと思えます。いかに効果的に上げるかということも重要な要素でございます。

今、村田議員がおっしゃったことも含めて、総合的に調査してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ちょっとお諮りをしたいと思うんですが、予算決算委員会は後日ありますので、それまでに市長のほうでイメージっていいですか、ワンペーパー的なものを出していただけるということであれば、これ以上議論は……（発言する者あり）村田議員。

○6番（村田弘司君） 竹岡議長のほうからいいフォローアップしていただきました。私も思いながらそういう話をしておったんですが。

ここで掛け合いをやってしまいますと、中身に入って収拾がつかなくなりますの

で、先ほどおっしゃったことを踏まえて。

それと、物事をやろうとするときには必ず終期、ゴールがあると思います。ですから検討しますということなら、いつまでにこれを具現化するまでやるかということも含めて、どうか、次の予算委員会までにそういう話をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 市長のほう、よろしゅうございますか。

それでは、ほかの議員の方の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第52号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第53号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第54号令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第55号美祢市行政組織条例及び美祢市職員定数条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第56号美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第57号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第58号美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） まず、この議案なんですけど、美祢市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例なんですけど、これは、今回の市長選で、市長が公約として20%の報酬を削減するということを言われて立候補されております。それが具体的に、条例の一部を改正して給与の20%を削減という形で出されてきました。

問題は、私はこういったことがよく県知事とか、市長が立候補するに当たって、よく報酬を今後20%下げますよ。そして、40%、50%下げます。こういったことを言われてよく公約をされておられます。これを選挙前のパフォーマンスと見られる方もおられますし、いや、これは非常に重要なことでもあるという、こういった2面性も私はあると思っております。

問題は、今後市長選、知事選において、こういったことがエスカレートして常態化すると、次の今度の市長候補が20%やったから今度は自分は30%だ、40%、50%にするんだとか、そうなったら、本来のこういった趣旨というのが非常にパフォーマンスに見えてくるということが、非常に私は危惧するところでございます。

こういったところをまず、なぜ今回、市長に立候補するに当たって、市長給与を20%に削減されようとしたのか、これについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えしたいと思います。

1つは、大きな問題は、財政的な問題でございます。

私どもは、あくまでもいろんな場面で、予算上の制約があることを市民にお願いしたりしてきております。

それと、ますます今後財政状況も厳しくなる。そうしたときに、まずはトップがその姿勢を見せることが大事ではないかという判断からの決断でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今後、美祿市の人口減少に伴う税収の法人税など、今回、コロナウイルス感染症でかなり目減りしていくかなという、こういった恐ろしさも覚えております。

こういった中であって、やっぱり美祿市にあっても美祿市の本庁舎、この辺についても建設の見直しも踏まえて検討するという、このことは、私は今回、20%削減すると同時に、本庁舎の見直しも美祿市に合った形にする、こういった形でちょっと表れているのかなという思いはしております。

だから、こういったことを必ず市長の報酬を下げ、そして実際、美祿市にそぐわない39億もかかるような本庁舎、これも見直すと言われましたので——これは補正のほうは関係ないですが、そういったことをやっぱり皆さん見ておられますので、こういったところを本当にやるかどうか。

なかなか公約して、最終的に守らない方が多く見られますので、今後こういったことをきちんと守っていただくようお願いすると同時に、市長自らが決めることも大事かも分からんけれども、例えば、今後市長の歳費、美祿の財政状況は悪いですから、市長は下げる思いがあるけれども、やっぱりこれは市長の報酬委員会、特別職の報酬の在り方を決める報酬委員会で、私は給料の月額などをきちんと決めていくことが必要ではないかと思っておりますので、この辺については、そちらのほうに委託するというお考えがあるのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

報酬審議会に諮るかどうかという御質問だったと思いますが、報酬審議会の設置の趣旨といいますのが、特別職の給与・報酬が高くなり過ぎないように第三者機関

の意見を聞くことによって、報酬・給与を決定するときに一層の公正を期するといふところにあります。

したがいまして、現行の額を減額する場合には、行政実例上、審議会の意見は特に聞く必要はないとされておりますので、美祢市においてもそのように判断をして報酬審議会には諮っていないという状況であります。

念のために、近隣の市にも確認をいたしました。どこの自治体も同様の考えで、報酬審議会には諮っておられませんことを申し添えます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 分かりました。

いずれにしても、基本的には報酬委員会は市長の歳費が高いかどうか、その辺を審議するということで、今、了解はしたところでございます。

しかし、私が恐れてるのは、こういった選挙があるごとに、候補が20、今度は40、50と、そうなったら歯止めがかからないんですよ。だから、そういったところを私は報酬の上げる部分、また、その辺についての今後取決めといいますか、このところが何もできてないような状況ですので、今後その、市長のこういった報酬を削減するに当たっての決め事というのを、私は何らかの形でつくっていただきたいということをお願いを申し上げたいと思っております。

答弁するせんは市長の判断に任せたいと思えますけれども、どうか御検討のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 先ほど言われました、県知事が1割カットということ聞いております。このたびは2割カットということで、これは条例案を見ますと、期末勤勉手当いわゆるボーナスですね、これは入ってないんですね。これは入ってないということでよろしゅうございますね。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） おっしゃるとおり、期末勤勉は入ってません。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ちなみに、私ら分からんのですけど、期末勤勉というのは、給与月額何%になるんですか。

○議長（竹岡昌治君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 秋枝議員の御質問にお答えしますが、給料月額の——一般職員と同じ月数になりますが、4.45月になります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

私は、このたび減額されたというのは、コロナがあるから苦しみを分かち合おうという趣旨かというふうに思っておりましたが、違うということですね。財政的に厳しいということ。

私は逆に、これだけ仕事をしたから報酬はきちんともらうよと、こういう判断もあるかというふうに思います。その辺はいかがでございましょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、本市の財政状況、それと私の基本的なスタンスは、本当に市民に寄り添うということでございますので、最初から選挙公約として掲げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかによろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第59号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第60号美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第61号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第62号美祢市立小学校設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第63号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第64号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第65号美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第66号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第67号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第68号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第69号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第69号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第28、議案第70号美祢市農業委員会委員の任命についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第70号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第29、議案第71号美祢市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、荒山議員の除斥を求めます。

〔荒山光広君 除斥〕

○議長（竹岡昌治君） 市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議案第71号は、美祢市監査委員の選任についてであります。

これは、美祢市監査委員のうち、市議会議員から選出のあった委員の任期が満了したことから、後任として荒山光広氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は同法第197条の規定により、令和2年6月16日から令和6年4月26日までの市議会議員としての任期となります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、

御議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第29、議案第71号美祢市監査委員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第71号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり同意されました。

荒山議員の復席を許可いたします。

〔荒山光広君 復席〕

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員には、ただいま議会におきまして、監査委員の選任に同意されましたのでお知らせをいたします。

この際、御挨拶の申し出がございましたのでお願ひいたします。

○14番（荒山光広君） ただいま、議会選出の監査委員に議員の皆様の御同意をいただきました荒山でございます。

浅学非才の身でございますけれども、与えられた重責でございますけれども、精いっぱい職責を全うしてまいりたいというふうに思ひますので、議員の皆様方、執

行部の皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） この際、暫時休憩をいたします。

この間に議員の皆さん方は、総務企業委員会、予算決算委員会の開催をお願いいたします。

午後 2 時37分休憩

午後 4 時42分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部のほうから……言わんうちに手を挙げちゃったから、田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

休憩前の議案第58号の質疑の中で、秋枝議員から、市長の期末勤勉手当に関する御質問がありまして、私が給料の4.45月というふうにお答えしたと思いますが、正しくは4.5月が正しい月数ですので、訂正しておわびを申し上げます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） それでは、お諮りをいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合により、これを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

暫時休憩をしたいと思います。

午後 4 時43分休憩

午後 5 時35分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第7、議案第49号及び日程第8、議案第50号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、先ほど開催いたしました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件について、先ほど審査いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第50号令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がなされましたので、その内容について主なものを御報告いたします。

委員より、特殊勤務手当の支給対象となる職種をお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、対象は医師や看護師などの医療従事者で、新型コロナウイルス感染者及び疑いのある患者と直接接触する職員、一定の危険性のある職員に対して手当を支給しますとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、このたびの感染拡大による今後の病院経営の影響についてお尋ねするとの質疑に対し、外来患者数は減少しているが入院患者数には影響は見られておらず、今後も地域包括ケア病床の活用を図るなど、現金を積み上げられるよう、職員一体となって今後の経営に取り組んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員から質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算決算委員長（高木法生君） ただいまより、先ほど開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件について、先ほど審査いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第49号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、プレミアム付商品券発行事業について、購入できる対象者と購入可能数、商品券の使用可能期間や販売開始時期、販売場所についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、市内消費を促すことを目的に発行するため、市内外在住に問わず購入できます。購入可能数は1世帯1セットとし、商品券の使用可能期間は8月初旬から令和3年1月末の半年間とします。また、販売開始時期は、8月初旬に第一次販売、9月に第二次販売を予定されており、美祢市商工会美祢支所、美東支所、秋芳支所で販売しますとの答弁がございました。

本議案について、このほかにも委員より質疑及び意見がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第7、議案第49号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） 今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対して、地域の活性化に——新型コロナウイルス感染症に対しての補償と地域の活性化に対する内容です。各方面にわたっての補償内容を考えての議案だと思います。全てを網羅しているとは考えられませんが、この支援事業に賛成をいたします。

しかし、この議案の中にもありますが、休校になったことで美東中の定期券のバ

ス代を払ったままだということです。中学生の保護者でも新型コロナウイルスの影響を受けています。手数料という経費が必要でしょうが、返金する方向で考えていただきたいと思います。

そして、休校になって、夏休み中でも13日間ですが授業が行われますが、この間、学校給食を提供していただきたいと思います。学校給食が栄養源となっている児童生徒もあるのではないかと思います。せめて開校されている間、児童生徒に給食を提供していただきたいと思います。提供していただきますよう考え直して——再考していただきますようお願いして、意見といたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第50号令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変皆様お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後5時46分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃